

平成 27 年 9 月 16 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

深沢地区整備への一般質問の影響等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

深沢地区の整備計画に対する一般質問の影響等

2 質問の要旨

1. 平成 27 年 9 月 4 日の吉岡和江副議長の一般質問に於いて、深沢 J R 跡地整備に係る問題で計画がまとまってきた段階で「特定の団体」をあげて、医療に関する施設をつくるように求める旨の発言をしていたが、現段階で変更可能であるのか。
2. 1 でいう「特定の団体」は具体的に何をあげていたか。団体の正式名称を何か教えて頂きたい。
3. 1、2 でいう「特定の団体」に対する委託業務で不適切な事務処理があったことは事実か。不適切な事務処理とは何か。
4. 市長は計画を見直すつもりなのか。如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ 無

（理由：一般質問終了までに答弁を用意することを求める。必要によっては緊急質問を行う為。）